

平成 20 年度大学教育の国際化加速プログラム (国際共同・連携支援) 審査要項

大学教育の国際化加速プログラム (国際共同・連携支援) 選定委員会

「大学教育の国際化加速プログラム (国際共同・連携支援)」は、各大学の国際化を目指した戦略・構想に基づき、教育内容・水準の向上や学生と留学生との切磋琢磨する環境の創出など、我が国の高等教育の国際競争力の強化や国際的通用性・共通性の向上を図る取組を支援するものである。「国際共同・連携支援」には、単位互換やダブル・ディグリー等を総合的・体系的に行い相互連携を促進する取組を支援する「総合戦略型」と将来のより密接した教育連携に資する取組を支援する「交流プログラム開発型」の二つの支援プログラムがあり、これらを活用することにより、我が国の高等教育の国際化をより一層加速させるものである。

「大学教育の国際化加速プログラム (国際共同・連携支援)」の審査は、この要項により行うものとする。

1. 審査方法及び審査手順

- (1) 選考は、大学教育の国際化加速プログラム (国際共同・連携支援) 選定委員会 (以下「選定委員会」という。) において行う。
- (2) 審査の客観性を担保するために、選定委員会は書面審査を行い、委員の合議により選定候補を選定する。その他、取組内容や実施計画の実現可能性を確認することを目的として、選定委員会による面接審査を実施することがある。
- (3) 選定委員会は、審議し選定した結果を文部科学省に報告する。

2. 審査方針

本プログラムの選定にあたっては、次の点に留意する。なお、選定に当たっては、以下の評価項目に加え、学問分野、連携先地域等のバランス等に配慮するものとする。

- (1) 取組の特色等
 - ① 大学の特色を生かした独創的、先進的な取組となっているか。
 - ② この取組には国際化を推進するための創意工夫がみられるか。
- (2) 本プログラムとの整合性について
 - ① 「大学教育の国際化加速プログラム (国際共同・連携支援)」の目的に対応した取組として具体的かつ明確に目的・目標が設定され、有効な取組と認められるか。
 - ② 大学等が自ら掲げる教育上の理念・目的等に基づいて全体計画を設定しているか。
 - ③ 学長を中心としたマネジメント体制の下、構成員による組織を挙げた取組となっているか。また、意義・価値を共有しているか。
 - ④ 取組は実現性が高く妥当なものとなっているか。
 - ⑤ 補助事業の実施にあたり、適切な管理運営ができる体制となっているか。

(3) 期待される社会的効果等について

- ① 取組の成果が我が国の高等教育の国際化に資するものとなっているか。成果による波及効果が他大学等で認められるものとなっているか。
- ② 取組が十分な教育効果をあげられるような多面的な努力が払われた計画となっているか。
- ③ 取組終了後もその成果が継続し、発展していくことが期待できるか。

(4) 評価体制等について

- ① 取組に対しての評価を組織として適切に実施する体制の整備又は計画がなされているか。
- ② 評価結果を教育活動の質の向上及び改善に結びつけるシステムの整備または計画がなされているか。

(5) 取組の実実施計画等について

- ① 取組の実実施計画が具体的であり、明確なものとなっているか。また、我が国の大学等が共同で実施する取組の場合、実施大学等間で明確な役割分担や緊密な連携が図られる体制になっているか。
- ② 取組の運営方法や役割分担が適切なものとなっているか。
- ③ 取組の実実施に無理が無く、継続性が確保されたものとなっているか。

(6) 連携する海外の大学等について

- ① 当該大学等の教育が国際的な水準のものとして認められるものであるか。
- ② 当該大学等とこれまでの交流実績が十分であり、速やかに新たなプログラムを実施できる状況にあるか。
- ③ 海外の複数の大学等との連携を進めうる取組となっているか。

上記(1)～(4)の他、総合戦略型においては、次の視点も含めて審査を行うこととする。

(1) 取組の実実施体制について

- ① 核となる担当者を配置し、適切にプログラムを推進していくことが可能な体制となっているか。または、実施可能な体制を構築する計画となっているか。
- ② 大学等における支援体制が組み込まれているか。
- ③ ダブル・ディグリーや外国語による専門教育を行っていく上で、適切な教員配置が行われているか。

(2) 将来目標

本事業開始後、概ね5年程度を見通した連携による目標が明確なものとなっているか。また、学生の派遣・受入を行うに当たって、具体的な計画の下に実施できるものとなっているか。

(3) 連携内容

限定された連携活動に留まることなく、多様な機能を持つ総合的な連携内容となっているか。

(4) 資金計画

事業目的の実現に必要な実施計画がなされており、申請経費の妥当性が明確なものとなっているか。

一方、交流プログラム開発型においては、上記(1)～(4)の他、次の視点も含めて審査を行うこととする。

(1) 将来目標

本事業を実施することにより、将来の密接な連携へと発展が期待できる体制の整備又は計画がなされているか。

3. その他

(1) 開示・公開等

① 選定委員会の審議内容等の取扱について、

ア 会議及び会議資料は、原則、公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって、委員会で非公開とすることを決定したときは、この限りでない。

- ・ 審査・評価（人選を含む）に関する調査審議の場合
- ・ その他委員長が公開することが適当でない判断した場合

イ 委員会の議事要旨は、原則、公開することとする。ただし、審査・評価に関する調査・審議の場合は、非公開とする。

ウ 選定された取組については、ホームページ等への掲載などにより、情報を公開する。

② 選定委員の氏名について

委員会の委員の氏名は予め公表することとする。

(2) 利害関係者の排除

申請に直接関係する委員は、審査を行わないものとする。

書面審査の場合は、当該委員を除く委員で審査を行うこととし、合議審査の場合は、当該申請の審査には参加しないこととする。

また、委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請についても、審査・評価を行わないものとする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・ 委員が代表権を有する、又は、長を務める機関からの申請。
- ・ 委員本人が代表者の申請
- ・ 委員が所属する組織の構成員が代表者となっている申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請